

**障害を理由とする差別の解消の推進に関する**

**長崎県立学校教職員対応要領**

**平成28年7月**

**長崎県教育委員会**



## < 目 次 >

1	趣旨	1
2	対象となる障害者	3
3	障害を理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止	3
	(1) 基本原則	
	(2) 「不当な差別的取扱い」の基本的な考え方	
	(3) 「正当な理由」の判断の視点	
	(4) 「不当な差別的取扱い」の具体例	
	(5) 「不当な差別的取扱い」に当たらない具体例	
4	「合理的配慮」の提供	4
	(1) 基本原則	
	(2) 「合理的配慮」の基本的な考え方	
	(3) 「合理的配慮」に関する「意思の表明」と「合意形成」	
	(4) 「合理的配慮」についての「過度の負担」の考え方	
	(5) 「合理的配慮」の提供についての相互理解と柔軟な対応	
	(6) 「合理的配慮」の提供に関する「個別の教育支援計画」の作成・活用	
	(7) 「合理的配慮」の見直し	
	(8) 「合理的配慮」の提供の基礎となる環境の整備	
	(9) 「合理的配慮」の具体例	
5	管理職員の責務	8
6	相談体制の整備	9
7	研修及び啓発	10
8	留意事項	10
9	施行	10
	(資料1) 不当な差別的取扱いの具体例等	11
	(資料2) 合理的配慮の具体例等	12

## 1 趣旨

平成18年に、21世紀初の国際的な人権条約となる「障害者の権利に関する条約（以下、「権利条約」という。）」が国連で採択されて以降、障害者の権利保護に向けた取組が国際的に進展している。

我が国においても、平成19年に権利条約に署名し、平成26年1月の批准に至るまで国内法の整備や障害者の施策に関する制度の見直しが行われ、平成23年に「障害者基本法」が改正され、その第4条において、障害者に対する差別を禁止するための3つの基本原則が規定された。

また、この基本原則を具体化するため、平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「差別解消法」という。）」が制定され、平成28年4月から施行されている。

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めたものである。

この法律の目的は、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげること」であり、公立学校を含む国・地方公共団体等において、「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」が義務付けられるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の作成等が求められている。

本県においては、障害のあるなしにかかわらず、誰もがあらゆる社会活動に参加することのできる共生社会の実現を目指して、障害のある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための施策を推進するための事項等を定めた「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例（平成25年5月31日長崎県条例第25号。以下、「県条例」という。）」が、平成26年4月から施行されている。

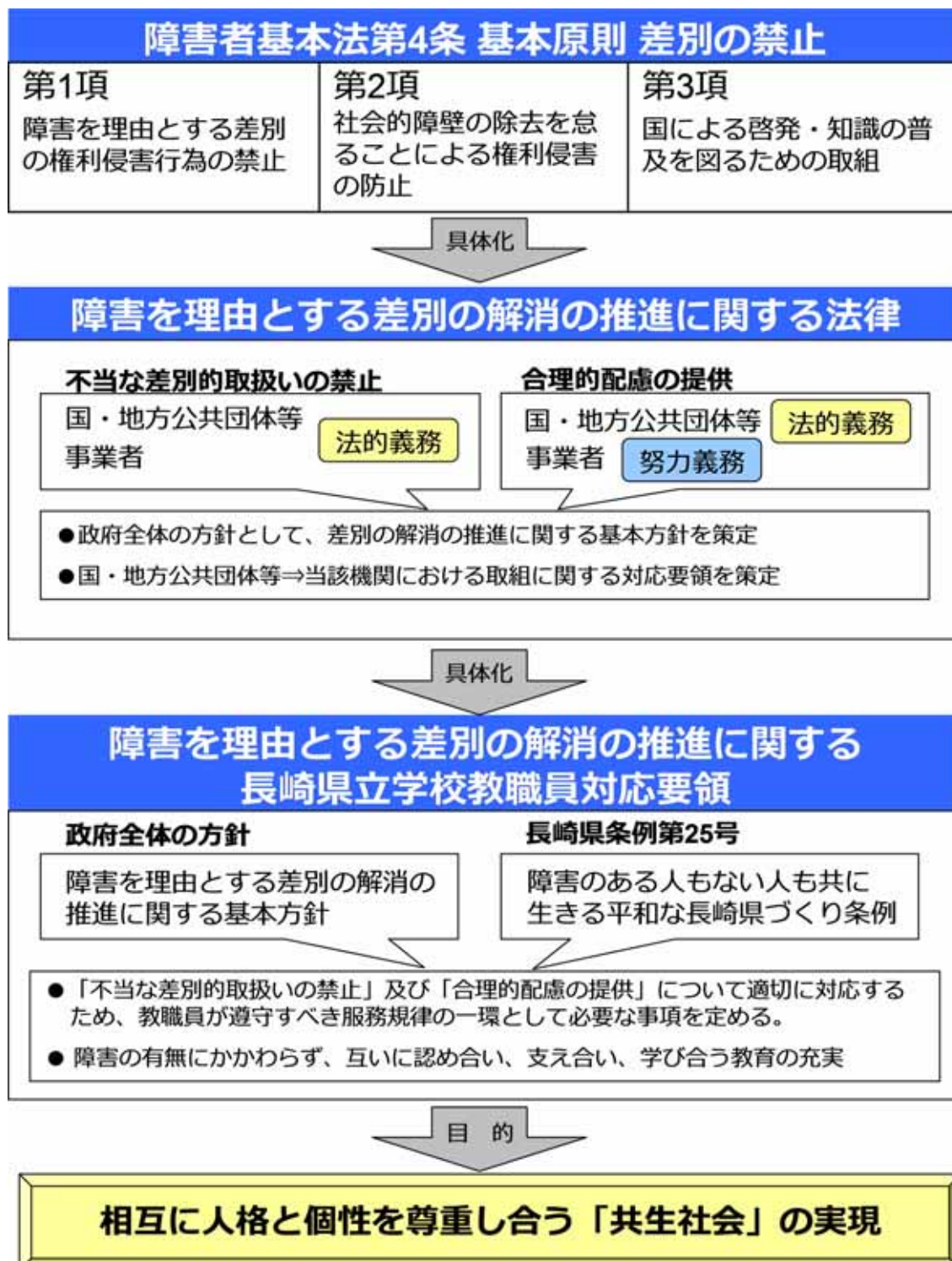
県条例では、「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、障害者に対して不均等待遇を行うこと又は合理的配慮を怠ること」を差別であると定義するとともに、「何人もあらゆる分野において、障害のある人に対して差別をしてはならない」と規定し、福祉、医療、労働、教育など日常生活や社会生活での10分野における差別禁止を明記している。

県教育委員会においては、これらの経緯を踏まえ、差別解消法第10条第1項の規定に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する長崎県立学校教職員対応要領（以下、「対応要領」という。）」を定めることとした。

本対応要領は、国が示す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）」や県条例及びその逐条解説に即して、長崎県立学校（以下、「県立学校」という。）の教職員が、「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」等について適切に対応するため、教職員が遵守すべき服務規律の一環と

して必要な事項を定め、かつ、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」の具体例等を示すものである。

各県立学校（県立高等学校、県立中学校、県立特別支援学校）においては、本対応要領を基本にしながら、「障害を理由とする差別の禁止」はもちろんのこと、障害のある人に対する「合理的配慮の提供」を積極的に推進することにより、障害の有無にかかわらず、互いに認め合い、支え合い、学び合う教育の充実に努めるものとする。



## 2 対象となる障害者

### (1) 差別解消法の対象となる障害者

障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、すなわち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものである。

これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、本人の障害のみに起因するものだけではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものがあることも含めた考え方を踏まえている。

したがって、差別解消法が対象とする障害者は、いわゆる「障害者手帳」や医師の「診断書」の所持者に限られない。

なお、難病に起因する障害は心身の機能の障害に含まれ、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

### (2) 本対応要領の対象となる障害者

上記(1)の障害者のうち、県立学校の教育を受ける障害のある幼児、児童及び生徒（以下、「児童生徒等」という。）、県立学校が行う教育活動等に参加する障害者（保護者や地域住民等）である。

なお、障害のある県立学校の教職員については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めによることから、本対応要領の対象外となる。

ただし、同法において、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が定められたことを認識し、厚生労働大臣が定める各指針を踏まえて、適切に対処する必要がある。

## 3 障害を理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止

### (1) 基本原則

教職員は、差別解消法第7条第1項の規定のとおり、障害を理由として、障害のない人と不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害してはならない。

### (2) 「不当な差別的取扱い」の基本的な考え方

差別解消法及び県条例は、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、合理的配慮や各種機会の提供を拒否すること、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害のない人に対しては付さない条件を付すことなどにより、障害のある人の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害のある人の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、「不当な差別的取扱い」ではない。

そのため、障害のある人を障害のない人と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、差別解消法及び県条例に規定された障害のある人に対する合理的配慮の提供による障害のない人と異なる取扱いや、合理的配慮の提供等のために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害のある人に障害の状況等を確認することなどは、「不当な差別的取扱い」には当たらない。

このように、「不当な差別的取扱い」とは、学校が行う教育活動等について、正当な理由なく、障害のある子どもを障害がない子どもより不利に扱うことである点に留意すること。

### （３）「正当な理由」の判断の視点

「正当な理由」に相当するのは、障害のある人に対して、障害を理由として、合理的配慮や各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないといえる場合である。

教職員は、「正当な理由」に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが大切であり、具体的な検討をせずに、「正当な理由」を拡大解釈するなどしてはならない。

### （４）「不当な差別的取扱い」の具体例

「不当な差別的取扱い」に当たり得る具体例は、資料１の１に示すとおりである。

なお、上記（１）（２）で示すような「不当な差別的取扱い」に相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断される。

また、資料１に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらにはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意すること。

### （５）「不当な差別的取扱い」に当たらない具体例

「不当な差別的取扱い」に当たらない具体例は、資料１の２に示すとおりである。

なお、上記（２）で示すような「不当な差別的取扱い」に当たらない正当な理由があると判断した場合には、障害のある人にその理由をわかりやすく説明し、その取扱いをすることについて、本人・保護者等と合意形成を図ること。

## ４ 「合理的配慮」の提供

### （１）基本原則

教職員は、差別解消法第７条第２項の規定のとおり、その業務や教育活動等を行うに当たり、障害のある人から、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思

の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、その障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供しなければならない。

## (2) 「合理的配慮」の基本的な考え方

権利条約第2条において、「『合理的配慮』とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

学校における合理的配慮は、可能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもと同じように教育活動に参加したり、学校生活を送られたりするように、個別の事案ごとに、教育内容や方法、学校生活等の変更・調整等を行うことである。

また、差別解消法制定の基本的理念である障害者基本法の第16条では、障害のある人への教育に関して、「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、必要な施策を講じなければならない」と規定されている。

そのため、学校における合理的配慮は、障害のある子どもの持っている力を最大限発揮させるために、必要かつ十分な教育を提供することを目的とし、以下に示すような「3観点11項目」の視点で、検討することが大切である。

### 1) 教育内容・方法

学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

学習内容の変更・調整

情報・コミュニケーション及び教材の配慮

学習機会や体験の確保

心理面・健康面の配慮

### 2) 支援体制

専門性のある指導体制の整備

幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

災害時等の支援体制の整備

### 3) 施設・設備

校内環境のバリアフリー化

発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

## (3) 「合理的配慮」に関する「意思の表明」と「合意形成」

障害のある子どもに必要な合理的配慮を決定していくプロセスにおいては、本人・保護者等の「意思の表明」を受け、その意思を尊重して「合意形成を図る」ことが、重要となる。



合理的配慮についての意思の表明は、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示、身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害のある人が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害のある人からの意思表示のみでなく、本人の意思の表明が困難な場合には、障害のある人の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害のある人が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、その障害のある人が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、差別解消法の趣旨に即して、その障害のある人に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努める必要がある。

教職員は、本人・保護者等の意思を尊重し、十分な合意形成を図りながら合理的配慮の内容を決定するとともに、意思の表明がない場合も、障害のある子どもが十分な教育を受けられるかどうかの視点で合理的配慮の必要性を検討し、必要と判断した際は、合理的配慮を提供することについて本人・保護者等と合意形成を図るよう努めること。

#### （４）「合理的配慮」についての「過度の負担」の考え方

過度の負担については、各学校において個別の事案ごとに、以下の～の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断するものとする。

個別の事案について具体的な検討をせずに、一般的・抽象的な理由に基づいて過度の負担に当たると判断することは、法の趣旨を損なうため、適切ではない。

「過度の負担」という考え方を、「合理的配慮の提供をしないための理由」として拡大解釈をするのではなく、子どもに十分な教育を提供するという視点から、可能な限り、合理的配慮の提供に努める必要がある。

なお、個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で過度の負担に当たると判断した場合には、本人・保護者等にその理由をわかりやすく説明し、その合理的配慮が提供できないことについて合意形成を図ることが大切である。

学校の教育活動等への影響の程度

- ・教育活動の目的や内容の本質的な変更とならないか
- ・学級経営や学校事務等の機能を損なうことはないか など

実現可能性の程度

- ・物理的・技術的制約や人的・体制上の制約はないか
  - ・学校の教員配置や指導体制で対応できるか など
- 費用・負担の程度

- ・学校の予算の中で対応できるのか
- ・設置者である県教育委員会と相談して判断するのか
- ・個人に負担費用を求めてよい事案なのか など

#### ( 5 ) 「合理的配慮」の提供についての相互理解と柔軟な対応

合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、その障害のある人が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、上記( 4 ) 「合理的配慮」についての「過度の負担」の考え方を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。

教職員は、本人・保護者等との信頼関係を築きながら、対話を通じて必要となる合理的配慮について合意形成を図るとともに、過度の負担を伴うことにより、求められた合理的配慮が提供できない場合は、それに代わる他の合理的配慮の提供を提案するなどして、柔軟に対応すること。

#### ( 6 ) 「合理的配慮」の提供に関する「個別の教育支援計画」の作成・活用

学校教育における合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、学校及び本人・保護者等により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供されるものであり、その内容を「個別の教育支援計画」に明記することが望ましい。

教職員は、積極的に「個別の教育支援計画」を作成・活用し、本人・保護者等と明確な合意形成を図るとともに、医療・福祉等の関係機関との連携や進学等の移行時における合理的配慮の確実な引継ぎを行い、途切れることのない一貫した支援や合理的配慮の提供に努めること。

#### ( 7 ) 「合理的配慮」の見直し

合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。また、本人の障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害のある人との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行う必要がある。

教職員は、合理的配慮の合意形成後も、障害のある子ども一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、本人に十分な教育が提供できているか、本人のニーズや実態の変化に対応した合理的配慮になっているかの視点で、定期的な評価を行い、適切な見直しを行うこと。

#### ( 8 ) 「合理的配慮」の提供の基礎となる環境の整備

差別解消法第5条において、「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」と規定されている。

教職員及び学校は、障害のある子どもが障害のない子どもと平等の教育を受けられるよう、また、その能力を最大限発揮するための十分な教育が受けられるよう、

以下の観点を参考にして、基礎的な環境の整備に努めること。  
ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用  
専門性のある指導体制の確保  
個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導  
教材の確保  
施設・設備の整備  
専門性のある教員、支援員等の人的配置  
個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導  
交流及び共同学習の推進

#### (9) 「合理的配慮」の具体例

合理的配慮の具体例は、資料2の1から3に示すとおりである。

なお、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、掲載した具体例については、

- ・前提として、過度な負担が存在しないこと
- ・学校に、強制する性格のものではないこと
- ・あくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要がある。

教職員及び学校は、合理的配慮の内容を検討する際には、これらの具体例を参考にするとともに、本対応要領の内容を踏まえ、具体的場面や状況に応じて個別に判断し、柔軟に対応すること。

## 5 管理職員の責務

(1) 校長は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、以下の事項を実施しなければならない。

日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、所属する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

障害のある人等から教職員による不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。  
合理的配慮の必要性が確認された場合、所属する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

(2) 校長は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

また、問題の概要について県教育委員会に報告するとともに、同様の問題が生じないように対策を検討し、実施しなければならない。

## 6 相談体制の整備

- (1) 校長は、特別支援教育の実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、特別支援学校のセンター的機能等も活用しながら、校内体制の整備を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導すること。
- (2) 校長は、全校的な支援体制を確立し、障害のある又はその可能性があり特別な支援を必要としている児童生徒等の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名すること。
- (3) 校長は、特別支援教育コーディネーターが合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し、学校において組織的に機能するよう努めること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消に関して、障害のある人等からの相談等に的確に対応するため、校長は、以下の点に留意し、学校内に相談窓口を設置すること。  
学校内の相談窓口は、校長が適当と認め指名した者により構成し、責任者には副校長又は教頭を充てる。  
相談等を受けるに当たり、相談窓口を担当する教職員は、本対応要領及び県条例第14条逐条解説に定める留意事項を踏まえて対応する。  
相談等を受ける場合は、性別、年齢、障害の状態等に配慮するとともに、障害のある人が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を、可能な範囲で用いて対応する。
- (5) 学校は、相談等を受けた学級担任や特別支援教育コーディネーター等と本人・保護者等との対話による合意形成が困難である場合には、校内委員会を含む校内体制への接続が確実に行われるようにし、校長のリーダーシップの下、合意形成に向けた検討を組織的に行うこと。
- (6) 障害を理由とする差別の解消に関して、学校での判断や対応が困難な事例があった場合、学校は必要に応じて県教育委員会に相談すること。

## 7 研修及び啓発

- ( 1 ) 校長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、教職員に対し、必要な研修を行うものとする。
- ( 2 ) 学校は、可能な限り、障害のある人との交流及び共同学習を推進するとともに、児童生徒等や保護者等に対して、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項についての理解・啓発を図ること。
- ( 3 ) 学校は、学校教育が担う重要な役割を認識し、児童生徒等の指導や保護者との連絡に携わる教職員一人一人が、研修等を通じて、法及び条例の趣旨を理解するとともに、障害に関する理解を深めること。

## 8 留意事項

- ( 1 ) 学校における障害を理由とする差別の解消の推進に向けた取組は、本対応要領を踏まえて、各学校で自主的に行われることが期待される。  
しかし、自主的な取組による適切な履行が確保されず、学校が法に反した対応を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合には、設置者である県教育委員会は、当該学校に対し報告を求めるとともに、指導・助言を行うものとする。
- ( 2 ) 教職員が、障害のある人に対し不当な差別的取扱いをした場合又は過度な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合には、その態様等によっては、職務上の義務違反又は職務怠慢等に該当し、処分に付されることがある。
- ( 3 ) 本対応要領は、差別解消法附則第7条の規定又は法の附帯決議に基づいて行われる法の見直し、法施行後の具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、文部科学省対応要領等を参考としながら、必要に応じ見直しを行うものとする。

## 9 施 行

本対応要領は、平成28年7月19日から施行する。

## (資料1) 不当な差別的取扱いの具体例等

県立学校における不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、以下のとおりである。

なお、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されるものであり、掲載した具体例については、「正当な理由が存在しないことを前提としていること」、「あくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないこと」に留意する必要がある。

### 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

障害のみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

学校において、窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること。

資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウム等への出席を拒むこと。

学校の施設等の利用をさせないこと。

学校への入学の出願の受理、受検、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。

試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

障害があることを理由に、特別支援学校等への入学（転学）を強要すること。

障害があることを理由に、遠足、水泳の授業、校外学習、地域の行事等に参加させないこと。

できないと決め付けて、授業中に障害のある児童生徒等を見捨てること。

評価水準に達していないとして学期末や年度末等の評価を行わず、通知表を空欄のまま渡すこと。

障害があることを理由に、常に最前列の座席に配置すること。

他の児童生徒等と区別するため、常に帽子をかぶらせる等の目印を付けさせること。

### 2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例

学校において、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害のある人に障害の状況等を確認すること。

障害のある児童生徒等のため、通級による指導を実施する場合や特別支援学校において、特別の教育課程を編成すること。

障害の状態を考慮し、本人・保護者との合意のもとに、遠足、水泳の授業、校外学習、地域の行事等の一部に参加させないこと。

障害の状態を考慮し、本人・保護者との合意のもとに、最前列の座席に配置したり、本人を確認するために帽子をかぶらせる等の目印を付けさせたりすること。

## (資料2) 合理的配慮の具体例等

県立学校における合理的配慮の具体例は、以下のとおりである。

なお、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、掲載した具体例については、「前提として、過度な負担が存在しないこと」、「学校で必ず行わなければならないものではなく、各学校で個別に判断するものであること」、「あくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではないこと」に、留意する必要がある。

また、合理的配慮の内容を具体的に検討する際には、別紙〈参考資料〉に掲載している参考資料：合理的配慮に関する「3観点11項目」の別表に示す内容や、参考資料：活用しよう！「インクルD B」で示されている全国の合理的配慮の事例等を参考にすることが望ましい。

### 1 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

#### (1) 主として物理的環境への配慮に関するもの

学校において、災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障害のある人に対し、教職員が直接災害を知らせたり、緊急情報・館内放送を視覚的に受容することができる警報設備・電光表示機器等を用意したりすること。

管理する施設・敷地内において、車椅子を利用する人のためにキャスター上げ等の補助をすることや、段差に携帯スロープを渡すこと。

配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。

移動に困難のある児童生徒等のために、通学のための駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更したりすること。

聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること。

#### (2) 主として人的支援の配慮に関するもの

目的の場所までの案内の際に、障害のある人の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置（左右・前後・距離等）について、障害のある人の希望を聞いたりすること。

介助等を行う保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可すること。

介助等を行う保護者、支援員等と学校の教職員が、障害のある児童生徒等の介助や学習支援の方法等について、共通理解を図ること。

## 2 意思疎通の配慮の具体例

学校において、筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。

情報保障の観点から、以下の配慮を行うこと。

- ・見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真の提供等）
- ・聞こえにくさに応じた情報の提供（文字や絵カードなどの視覚的な情報の提供、明確な発音で話したり、口元を見せて話したりすること等）
- ・見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）
- ・知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）

知的障害のある人に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使うこと。ゆっくり話したり、短く区切って話したりすること。

知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障害のある人に対し、以下の配慮を行うこと。

- ・絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用
- ・視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。
- ・身振りや簡単な手話、指文字などを活用して、意思の表明をさせること。

比喩表現等の理解が困難な障害のある人に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。

## 3 ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

学校において、事務手続の際に、本人・保護者等の了解を得て、教職員等が必要書類の代筆を行うこと。

他人との接触、多人数の中にいることによる緊張のため、不随意の発声等がある場合、緊張を緩和するため、その障害のある人に説明の上、施設の状況に応じて別室を用意すること。

学校において、板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること。



入学選考や定期考査等において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受検、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること。

点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡すこと。

聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりすること。

知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意すること。

肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりすること。

日常的に医療的ケアを要する児童生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助する人等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにすること。

慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をすること。

治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫すること。

読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。

発達障害等のため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりすること。

学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。

こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。